

## 新規連携事業について

### 成年後見推進事業（仮称）

#### ①事業提案要旨・取組概要

これまでの上川中部圏域における成年後見制度に関する取組はあまり進んでおらず、相談件数も多いものではなかった。また、相談内容には専門的な事項が多く含まれていることから、専門機関の紹介にとどまっているのが現状であった。

しかし、圏域の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者は増加傾向にあり、こうした方々に対する支援策として有益な成年後見制度は、今後ますますその活用が広がっていくものと考えられる。また、平成24年4月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として市民後見人の養成を行うことが盛り込まれるなど、成年後見制度を取り巻く環境は着実に変化している。

これらの状況を踏まえ、圏域の住民が安心して生活するためには、各市町が成年後見制度に関する専門職員を配置したり、市民後見人を養成するなど、総合的な利用支援体制を整備する必要がある。しかし、各市町がそれぞれ単独で事業を行うことは、専門職員の確保や財政面で難しい状況であることから、旭川市が中心となり（仮称）旭川成年後見センターを設置し、上川中部圏域における成年後見制度の普及啓発を含めた総合的な利用支援を行い、判断能力が不十分な圏域住民の生活の安定を図りたいと考えている。

#### ②形成協定（案）

##### a 取組の内容

旭川市が（仮称）旭川成年後見センターを設置し、広域での成年後見制度に係る事業を一元的に行い、制度の利用支援体制を推進する。

##### b 旭川市の役割

旭川市は、（仮称）旭川成年後見センターを運営し、旭川市及び関係町に対して、成年後見制度の普及啓発を行うほか、制度利用を必要とする者からの相談対応、申立手続の支援及び市民後見人の養成等を行う。

##### c ○○町の役割

関係町は、（仮称）旭川成年後見センターの運営に要する経費に対し、応分の経費を負担する。

#### ③具体的事業（案）

事業名	成年後見推進事業（仮称）
連携市町	○○町
内容	・成年後見制度の普及啓発を行うほか、制度利用を必要とする者からの相談対応、申立手続の支援及び市民後見人の養成等を行う。
効果	・成年後見制度の利用支援体制が充実し、制度の利用を必要とする圏域住民の生活の安定と向上が図られる。

<p>活用を想定する 補助制度等</p>	<p>※平成25年度については、道の市民後見人養成事業と連携し実施する予定</p>
<p>関係市町の役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川市は、(仮称)旭川成年後見センターを運営し、旭川市及び関係町に対して、成年後見制度の普及啓発事業の実施、制度の利用を必要としている圏域住民からの相談及び申立手続の支援等を行う。</li> <li>関係町は、(仮称)旭川成年後見センターの運営に要する経費に対し、応分の経費を負担する。</li> </ul>

○連携事業イメージ (案)

